

申請主義の壁を乗り越えるためにできること

2020年2月1日(土)

五石敬路

本日のプレゼン資料等は以下で閲覧できます。

<https://ngoishi.com/social.html>

はじめに

申請主義の壁を乗り越える⇒

市民窓口のポータルサイト化が世界的な潮流 (human-centered AI) ⇒

より時間をかけたい支援に時間をかけることができる支援員の働き方改革⇒

SWの社会的位置づけを変える

1. オンラインでの申請

韓国、英国、デンマーク等

水際作戦はできない。職員は作業が減り。時間を合理的に使うことができる。

日本の自治体のホームページは、法令どおりの解説とページ構成。ヨーロッパや韓国のポータルサイトは住民の利便性を基準に設計されている。→単にホームページの作り方が下手というよりも、行政運営の考え方の基本が違うのではないか？

2. ノルウェーのNAV：窓口は週3日、1日2時間

<https://ngoishi.com/nav2018.html>

<https://ngoishi.com/nav2019.html>

職員はより深刻なケースの支援に時間をよりかけることができる。

日本では、委託事業者にアウトリーチが求められるものの、職員が不足、実際には不可能。アウトリーチという点では、ソウル市ではコミュニティに行政が支援拠点を設置し、SWを配置。全国的なデータベース網を整備。

3. SWの社会的な役割、位置づけの問題

包括的な支援のためには、そもそも行政、社会におけるSWの位置づけを変えることが必要ではないか？

	社会サービス法、社会支援法	日本
決定権	SW	組織
判断の根拠	専門知識	中央政府が決めた基準
分野	横断的	縦割り
ボランティア	専門家によるバックアップ	安価労働

オランダ 社会支援法

前文

市民が、自分自身もしくは身近な人々ともに、自立が十分にできていない、もしくは、社会参加が十分にできない場合、政府に支援するよう求めることができるようにならなければならない。すなわち、障がい、慢性的な心理的もしくは精神的な問題を持つ人々の自立や社会参加のための支援であり、市民が住み慣れた環境でできるだけ長く住み続けることができるようにしなければならない。

ノルウェー 社会サービス法

第1条

この法律の目的は、困難を抱える人々の生活条件を改善し、社会的、経済的の安定化に寄与することにある。また、自立した生活、就職、社会的包摂、および社会における活動的な参加を促進する機会を提供する。

この法律は、弱い子ども達や若者、そしてその家族が、包括的で調整されたサービスの提供を受けられるよう支援する。

この法律は、社会の平等化、社会問題の発生を防ぐことに寄与する。

デンマーク 社会サービス法

障害者（児）に関する社会福祉サービスは、「社会サービス法（lov om social service）」で一次的に規定されている。同法律において「障害者（児）」という章立てはなく、その定義を行う条項もない。

自治体でも、具体的な範囲の特定・区分を行っていない。

デンマークでは、障害の公式な定義はないとされている（障害者権利擁護センター、2006）。

「社会サービス法」では、「コムーネ議会は身体的・精神的機能能力の低下、特別な社会的問題のある成人のために特別な政策を先導しなければならない」と記述されており（パート5 成人 第15章目的 81条）、広範な対象設定がなされている。よって、ホームレスやDVを受けた女性なども、原因はどうか、普通の市民と同様の生活をするのに困難がある人すべてを対象とし、社会のセーフティネットから落ちこぼれることがないように法設計されている。

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/hikaku-h20/denmark.html>

スウェーデン 社会サービス法

第1章第1条の目的には、次のように記されている。

「社会サービスは、民主主義と連帯の観点から、国民の経済的・社会的保障、生活条件の平等及び地域社会生活への積極的な参加を促進するために提供されるべきである。また、社会サービスは、自己の及び社会的な責任に配慮しながら、個人的・社会的資質の向上と発達のために

提供されるべきである。さらに、社会サービス活動は、個人の自己決定とプライバシーの尊重を基礎としてなされるべきである。」

同様に、第5章には、要介護（被援助）の対象者を次のように明示している。

「児童・青少年、高齢者、機能障害者、麻薬乱用者、長期療養者・高齢者・機能障害者の世話をしている親族、犯罪被害者」

また、第5章第7条の障害者の項には、次のように記されている。

「身体または精神的に障害のある人々は、地域社会の生活に参加をし、可能な限り普通に生活をする機会が与えられるべきである。」

以上のことから、社会サービス法における要介護者とは「経済的・社会的保障がなされず、生活条件の平等も保障されず、地域社会生活への積極的な参加がしにくい人」で、具体的には「児童・青少年、高齢者、機能障害者、麻薬乱用者、長期療養者・高齢者・機能障害者の世話をしている親族、犯罪被害者」、つまり、社会サービスを必要とする人たちが全て要介護者の対象となっていることが分かる。

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/hikaku-h20/swedish.html>

表1 各分野の包括的相談支援体制における中核機関の比較

	福祉事務所	自立相談支援機関	市区町村子ども家庭総合支援拠点	協働の中核を担う役割を担う機能(「地域共生社会」の実現関係)
設置根拠	社会福祉法	通知(「自立相談支援事業実施要領」) ※ 自立相談支援事業自体は生活困窮者自立支援法	児童福祉法	法的整備は今後検討 ※ 地域力強化検討会「中間とりまとめ」、モデル事業の実施要領を基に以下記述
業務内容	生活保護の決定・実施(生活保護法)、児童・妊産婦やひとり親家庭、高齢者、身体障害者、知的障害者の実情把握、相談対応、指導、老人・障害者福祉施設への入所措置など(児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法) ※ 市町村が設置する場合	生活困窮者に対する相談対応、情報提供・助言、支援計画の作成、各種支援の一体的・計画的実施	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とする実状把握・相談対応等の支援、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に対する相談・通告の受付、調査、支援計画の策定、支援・指導、関係機関との連絡調整等	複合的課題を抱える本人等からの聞き取り等による課題の把握、プランの作成、ネットワークの構築、会議の開催、新たな社会資源の創出等(モデル事業)
設置・実施主体、外部委託の可否	都道府県、市、町村は任意に設置	都道府県、市、福祉事務所を設置する町村。自治体が直接行うこととされる事務(支援決定等)を除き、全部又は一部委託可	市町村。一部委託可	基本的に市町村を基礎(地域の実情に応じて柔軟に実施)。都道府県が主体となることや、全部又は一部を委託可(モデル事業)
対象圏域	市設置の場合、市域に1カ所設置が多い(都道府県・指定都市・特別区はかつて人口10万人に1カ所設置との規制が存在)	1福祉事務所設置自治体に1カ所設置が多い	市町村の区域を基本	市町村の区域を基本(モデル事業)
配置される主な専門職員	査察指導員、現業員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事(任意に身体障害者福祉司、知的障害者福祉司を設置) ※ 現業従事には社会福祉主事資格が要件。市町村が設置する場合	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置を基本 ※ 厚労省の実施する養成研修修了以外特段の資格要件はない	子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の配置を原則 ※それぞれ社会福祉士、保健師、保育士等の一定の専門資格等が要件	相談支援包括化推進員 ※社会福祉士等の資格取得者、相談支援機関での実務経験者など適当と認めた者(モデル事業)
協働の場	連絡協議会(新福祉事務所運営指針)	支援調整会議	要保護児童対策地域協議会	相談支援包括化推進会議(モデル事業)

(注) 関係法令、通知等を基に筆者作成

(資料出所) 衣笠秀一「福祉事務所の中核機関としての役割及び体制・業務の見直し ―新たな包括的相談支援体制における中核機関の集約―」『日本社会事業大学研究紀要』第64号、2018年。